

(第7号様式)

中高層建物直結増圧式給水承諾書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住所

申請者
(建築主) 氏名
電話

所在地	春日井市	
建物名		階建
用途		
直結給水	<input type="checkbox"/> 直結増圧式 ・ <input type="checkbox"/> 直結直圧・増圧併用式	

直結増圧式給水を実施するにあたり、次の条件を承諾します。

※ 条件は裏面に記載

条 件

1 使用者への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知します。

- (1) 停電や故障等により直結増圧装置が停止した時、又は制限給水等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生した時には、非常用水栓を使用します。
- (2) 計画的な断水及び緊急的な減・断水の際に、水の使用ができなくなることを承諾します。

2 用途変更について

- (1) 中高層建物直結給水協議申請における建築物の用途は、変更しません。
- (2) 建築物の改造工事を行う場合には、事前に協議をします。

3 定期点検等について

- (1) 直結増圧装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに1年以内ごとに1回以上の定期点検を行います。

4 損害の賠償について

- (1) 直結増圧式給水による逆流又は漏水が発生し、管理者若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

5 管理人等の変更届について

- (1) 直結増圧式給水の所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に、この装置が条件付きのものであることを周知し、本書に掲げる条件すべてをその者に承継したうえで市長に届け出ます。

6 既設配管使用の責任について

- (1) 既設の貯水槽等以降の装置を使用して増圧装置を設置した場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者等の責任において解決するとともに市長の指導により速やかに改善します。

7 水道メーター交換・検針・開閉栓時の措置

- (1) 計量法に基づくメーターの取替え及びメーターの異常等による取替えの際には、市長に協力し断水することを承諾します。
- (2) オートロック装置設置建物は、検針、開閉栓等の業務を支障なくできるように措置します。

8 条例・規程の厳守

- (1) 上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、「春日井市水道事業給水条例」及び「同施行規程」を厳守します。

9 管理区分

- (1) 配水管（道路の本管）から分岐（給水管）して最初の仕切弁（止水栓）以降（宅地内）は、当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）します。
- (2) 増圧装置の故障等についても、修繕業者を明確に示し自己の責任にて速やかに対応します。

10 その他

- (1) 市長が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力します。
- (2) 検針及びメーター交換業務時の立入について協力します。

11 紛争の解決

- (1) 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し春日井市上下水道部にはいっさい迷惑をかけません。